

一般社団法人 川崎市弘済会定款

平成 25 年 4 月 1 日

一般社団法人 川崎市弘済会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 2 番地 31
JA セレサみなみビル

TEL 044 (244) 9411

FAX 044 (244) 9413

一般社団法人 川崎市弘済会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人川崎市弘済会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を川崎市川崎区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会に有用な人材の育成に関する修学支援事業を行うとともに、川崎市が行う事務事業に協力奉仕し、市政の充実進展に寄与すること、並びに第5条に定める会員等の福利厚生をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 川崎市在住の大学生及び専門学生の修学支援事業
- ② 川崎市内における美化活動の実施
- ③ 障害者の支援若しくは高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ④ 会員等の福利厚生を目的とする事業
- ⑤ 公共施設における物品販売の事業
- ⑥ その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業及び前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第3号に規定する事業を行う活動区域は、神奈川県内とする。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 川崎市の永年勤続退職者等で、この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は法人その他の団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を、理事長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会が別に定める基準により、その承認の可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、理事長は除名した旨の通知をしなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 総正会員の同意があったとき。
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
 - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人その他の団体が解散したとき。
 - (5) 2年以上会費を納入しないとき。
 - (6) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第11条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会において、正会員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対して、総会の日時及び場所並びに目的その他法令に定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集しても、なお、過半数に達しないときはこの限りでない。

2 議決権の代理行使または書面による議決権を行使する正会員に対する前項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(決 議)

第18条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事または監事を選任するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員等を置く。

(1) 理事 15 人以上 22 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長とし、2 人以内を副理事長、1 人を専務理事、2 人以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分掌する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を総会で定める総額の範囲内で、別に定める基準により支給することができる。

(顧問)

第 27 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営に関し理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償

することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が理事会を招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、前条第1項ただし書きの例による。

(決議)

第32条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

3 第1項の規程にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 34 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 35 条 この法人の財産の維持管理、処分及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て定める基本金規則及び会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 38 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

- 第 39 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受ける場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則)

- 第 40 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

- 第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

- 第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 委員会

(委員会)

第 46 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める委員会規則による。

第10章 事務局

(事務局)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

第 48 条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (8) 財産目録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (11) 監査報告書
 - (12) 総会及び理事会の議事録
 - (13) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類の閲覧等については、法令に定める基準及び理事会の議決を経て別に定める情報公開に関する規則等によるものとする。

第 11 章 補 則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の役員は次に掲げる者とする。

理事	青木貴美子	秋葉孝雄	飯田嘉雄	石井敏治	市川悦也
	梅津昌正	岡部三郎	鍵和田康夫	加藤邦彦	河村良一
	糊澤孝夫	小室正吾	斉藤 隆	鈴木 哲	武田善伸
	田村 現	手島好子	福島和夫		
監事	佐藤 猛	池上英嗣			
- 4 この法人の最初の理事長は小室正吾とする。
- 5 この改正定款（第 36 条）は平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

一般社団法人 川崎市弘済会 役員名簿

令和2年7月1日現在

役名	役員氏名
理事長	新沢隆夫
副理事長	手島好子
専務理事	松下孝則
常務理事	
理事	石井隆一
〃	井出長生
〃	奥山慶三
〃	小山内美幸
〃	河村良一
〃	木村正治
〃	桑原賢治
〃	小泉勝郎
〃	小林隆
〃	高橋良算
〃	埜瀬武
〃	迎スミ子
〃	山中正和
監事	三好友和
〃	池上英嗣

年齢別会員数

(令和3年3月31日現在)

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
60	0						
61	1	71	8	81	17	91	9
62	8	72	10	82	9	92	11
63	4	73	10	83	16	93	7
64	6	74	20	84	12	94	2
65	6	75	13	85	15	95	4
66	8	76	11	86	25	96	3
67	3	77	22	87	17	97	3
68	4	78	14	88	11	98	3
69	11	79	19	89	27	99	1
70	9	80	22	90	10	100	1
						101	2
計	60	計	149	計	159	計	46
						合計	414

令和 2 年度事業報告

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

令和 2 年度は、新型コロナウイルス拡大の影響により定時総会の懇親会、講演会を割愛し、福利厚生事業のいくつかを中止するなどの制約の中での運営となりました。

主たる事業である公益目的事業の就学支援事業や社会福祉事業等への寄付などは当初計画どおり実施することができました。

各事業の実施状況は、次とおりです。

I 事業の実施状況

1 公益目的事業

(1) 看護系学校で修学する学生への奨学金給付事業（公益事業 1）

- ・ 応募者 3 名(令和 2 年度)
- ・ 給付実績 平成 25 年度から事業を始め、今年度まで 76 名を奨学生としている。令和 2 年度は 22 名を対象として給付した。
市立看護短期大学生 18 名(240,000×18 名=4,320,000 円)
川崎看護専門学校生 4 名(240,000×4 名= 840,000 円)
*看護専門学校生 1 名につき上半期分のみ支給

(2) 川崎市内の美化活動を行う事業（継続事業 1）

①多摩川美化活動

毎年恒例の当事業は、6 月の第 1 日曜日に多摩川の河口から市域の北限までの河川敷を各区一斉に清掃する事業であり、河川愛護意識の高揚を図る事業である。

令和 2 年度は前年の台風 19 号の大雨の影響により参加者の安全確保が困難なため中止となった。

②地域美化活動

平成 25 年から実施している地域美化活動の第 8 回目として、旧東海道約 2 キロの区間を 21 名の参加のもと令和 3 年 3 月 24 日(水)に実施した。

(3) 障害者の支援若しくは高齢者の福祉の増進を目的とする事業

(継続事業 2)

① 社会福祉事業等への寄付

- ・ 川崎市身体障害者協会へ身障者福祉資金として 10 万円
- ・ 川崎市あゆみの会(里親の会)へ運営資金として 10 万円
- ・ 川崎市社会福祉協議会へ高齢者福祉資金として 20 万円
- ・ 川崎市育成会手をむすぶ親の会(知的障害者親の会)へ運営資金として 10 万円
- ・ 川崎市精神保健福祉家族会連合会(あやめ会)へ運営資金として 10 万円
- ・ かわさき七和会(脳卒中後遺症当事者の会)へ運営資

金として 10 万円

- ・川崎聖風福祉会へこども食育活動資金として 10 万円
- ・川崎いのちの電話へ運営資金として 10 万円（新規）
（以上 90 万円を寄付）

②その他の寄付(国内外の助け合い事業、市事業への賛助等)

- ・日本ユニセフこども支援に 1 万円
- ・歳末助け合い募金に 1 万円
- ・青丘社年末募金に 1 万円
- ・川崎市立川崎病院に医療用マスク、同井田病院に送風機の
寄贈 9 万円相当
（以上 12 万円相当を寄付）

2 福利厚生事業

会員の福利厚生事業

①会報の発行

会員相互の交流・親睦と情報提供に資するため、会の行事・事業の案内と報告、共済年金制度の改正状況、市政の動き等の報告、さらに会員からの投稿を掲載した会報を年 2 回発行し、会員及び関係方面に配布した。

②定時総会時の親睦会、講演会

新型コロナウイルスの感染防止のため中止

③親睦交流大会・趣味の会の開催

- ・第 14 回親善ゴルフ大会

令和 2 年 10 月 16 日(金) 川崎国際生田緑地ゴルフ場 8 名参加

- ・囲碁大会、釣り同好会、麻雀大会、ハイキング同好会、女性会員の軽食と観劇の会、カラオケサークルは、新型コロナウイルス感染防止のため中止

④会員への支援

会員の日常生活の支援に、「医療保険・がん保険・ペット保険」、「高齢者のための安心、快適な施設案内」「老後の財産管理」等の紹介を行った。

3 その他の事業

公共施設において物品販売を行う事業

自動販売機については、川崎臨港倉庫(株)の事務所・倉庫に 3 台が稼働している。

II 処務の状況

1 会務

(1)定時総会の開催

第 61 回定時総会は、令和 2 年 6 月 26 日(金)午後 1 時 30 分 川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）にて新型コロナウイルス感染拡

大防止の観点から必要最小限の構成で開催、31名の出席となった。

議案

議案第1号 令和元年度事業報告

議案第2号 令和元年度決算

議案第3号 令和元年度公益目的支出計画実施報告書

監査報告

議案第4号 令和2年度事業計画案

議案第5号 令和2年度予算案

議案第6号 役員を選任

以上の案件について、全員異議なく可決承認された。

(2)臨時総会

令和2年10月15日～16日(木)「ホテルおかだ」にて開催予定であったが新型コロナウイルス感染防止の観点で中止。

(3)役員会等の開催

本会の事業の円滑な運営を図り、重要な案件を審議するため、役員会を開催した。

○理事会 6回

第1回 令和2年6月3日(水)

令和元年度事業報告

令和元年度決算

令和元年度公益目的支出計画実施報告書

監査報告

令和2年度事業計画案

令和2年度予算案

新会員の入会

多摩川美化活動

理事14名、監事2名出席

第2回 令和2年6月26日(金)

定時総会の運営

理事15名、監事2名出席

第3回 令和2年6月26日(金)

理事長、副理事長、専務理事の互選

課題検討委員会構成案

臨時総会

理事15名、監事2名出席

第4回 令和2年10月28日(水)

令和2年度会務報告(上半期事業報告)

令和2年度定時総会収支報告

新会員の入会

理事 14 名、監事 2 名出席

第 5 回 令和 3 年 1 月 20 日(水)

令和 2 年度収支中間報告

令和 2 年度地域美化活動の実施

令和 3 年度奨学生募集

福利厚生ガイド広告

理事 15 名、監事 1 名出席

第 6 回 令和 3 年 3 月 24 日(水)

令和 2 年度事業報告

令和 3 年度事業計画案

令和 3 年度予算案

令和 3 年度臨時総会

理事 15 名、監事 2 名出席

○監事会 2 回

第 1 回 令和 2 年 5 月 20 日(水)

令和元年度事業報告

令和元年度決算

令和元年度公益目的支出計画実施報告書

監査報告

令和 2 年度事業計画案

令和 2 年度予算案

新会員の入会

多摩川美化活動

監事 2 名出席

第 2 回 令和 3 年 3 月 17 日(水)

令和 2 年度事業報告

令和 3 年度事業計画案

令和 3 年度予算案

令和 3 年度臨時総会案

監事 2 名出席

○課題検討委員会

福利厚生委員会 令和 2 年 7 月 13 日(月)

令和 2 年度親睦交流大会・趣味の会等の実施計画

福利厚生委員会 令和 2 年 9 月 18 日(金)

親睦交流大会・趣味の会の実施及び参加状況

公共福祉委員会 令和 2 年 11 月 11 日(水)

寄付等の対象先、金額等

第 8 回地域美化活動

○奨学生選考委員会

令和2年7月22日(水)

令和元年度奨学生の修業状況報告

令和2年度奨学生の選考

○会報編集委員会

令和2年7月15日(水)

会報第36号編集会議

川崎名所めぐり(その7)

令和2年7月29日(水)

会報第36号編集会議

川崎名所めぐり(その7)

令和2年10月23日(金)

水とかがやく未来館見学・取材

令和2年12月11日(金)

会報第37号編集会議

令和2年12月22日(火)

会報第37号編集会議

(4) 会員の慶弔

① 長寿会員に対する祝賀

喜寿、米寿を迎えられた会員を定時総会にお招きして、祝い金を贈り、ご長寿を祝福した。

米寿 28名、喜寿 16名

② 物故会員に対する弔慰

物故された会員に、香典を送り弔意を表した。 17名

2 役員 の 状 況

第61回総会において、理事16名、監事2名が選任された。

(別添役員名簿のとおり)

3 会 員 の 状 況

令和元年度末 会 員 450名(令和2年3月31日)

令和2年度 新入会員 1名

物故会員 17名

退会会員 20名

令和3年3月31日 会 員 414名

- * 令和2年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

貸借対照表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,801,518	11,125,506	△ 3,323,988
未収入金	31,521	35,834	△ 4,313
流動資産合計	7,833,039	11,161,340	△ 3,328,301
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本金積立金	220,000,000	242,000,000	△ 22,000,000
基本財産合計	220,000,000	242,000,000	△ 22,000,000
(2) 特定資産			
財政調整資金積立資産	10,000,000	10,511,195	△ 511,195
退職給付引当資産	2,604,345	2,404,324	200,021
特定資産合計	12,604,345	12,915,519	△ 311,174
(3) その他固定資産			
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,800	72,800	0
固定資産合計	232,677,145	254,988,319	△ 22,311,174
資産合計	240,510,184	266,149,659	△ 25,639,475
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税等	70,000	70,000	0
退職引当金	2,603,836	2,403,836	200,000
流動負債合計	2,673,836	2,473,836	200,000
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,673,836	2,473,836	200,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	237,836,348	263,675,823	△ 25,839,475
正味財産合計	237,836,348	263,675,823	△ 25,839,475
負債及び正味財産合計	240,510,184	266,149,659	△ 25,639,475

貸借対照表内訳表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	実施事業会計	その他会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	0	0	7,801,518	0	7,801,518
未収入金	0	31,521	0	0	31,521
他会計振替額	0	0	45,053,198	△ 45,053,198	0
流動資産合計	0	31,521	52,854,716	△ 45,053,198	7,833,039
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本金積立金	0	0	220,000,000	0	220,000,000
基本財産合計	0	0	220,000,000	0	220,000,000
(2) 特定資産					
財政調整資金積立資産	0	0	10,000,000	0	10,000,000
退職給付引当資産	0	0	2,604,345	0	2,604,345
特定資産合計	0	0	12,604,345	0	12,604,345
(3) その他固定資産					
電話加入権	0	72,800	0	0	72,800
その他固定資産合計	0	72,800	0	0	72,800
固定資産合計	0	72,800	232,604,345	0	232,677,145
資産合計	0	104,321	285,459,061	△ 45,053,198	240,510,184
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払法人税等	0	70,000	0	0	70,000
法人会計振替額	33,010,068	12,043,130	0	△ 45,053,198	0
退職引当金	1,380,032	1,041,534	182,270	0	2,603,836
流動負債合計	34,390,100	13,154,664	182,270	△ 45,053,198	2,673,836
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	34,390,100	13,154,664	182,270	△ 45,053,198	2,673,836
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
2. 一般正味財産	△ 34,390,100	△ 13,050,343	285,276,791	0	237,836,348
正味財産合計	△ 34,390,100	△ 13,050,343	285,276,791	0	237,836,348
負債及び正味財産合計	0	104,321	285,459,061	△ 45,053,198	240,510,184

貸借対照表内訳表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	実施事業会計	その他会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	0	0	7,801,518	0	7,801,518
未収入金	0	31,521	0	0	31,521
他会計振替額	0	0	45,053,198	△ 45,053,198	0
流動資産合計	0	31,521	52,854,716	△ 45,053,198	7,833,039
2. 固定資産					
(1)基本財産					
基本金積立金	0	0	220,000,000	0	220,000,000
基本財産合計	0	0	220,000,000	0	220,000,000
(2)特定資産					
財政調整資金積立資産	0	0	10,000,000	0	10,000,000
退職給付引当資産	0	0	2,604,345	0	2,604,345
特定資産合計	0	0	12,604,345	0	12,604,345
(3)その他固定資産					
電話加入権	0	72,800	0	0	72,800
その他固定資産合計	0	72,800	0	0	72,800
固定資産合計	0	72,800	232,604,345	0	232,677,145
資産合計	0	104,321	285,459,061	△ 45,053,198	240,510,184
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払法人税等	0	70,000	0	0	70,000
法人会計振替額	33,010,068	12,043,130	0	△ 45,053,198	0
退職引当金	1,380,032	1,041,534	182,270	0	2,603,836
流動負債合計	34,390,100	13,154,664	182,270	△ 45,053,198	2,673,836
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	34,390,100	13,154,664	182,270	△ 45,053,198	2,673,836
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
2. 一般正味財産	△ 34,390,100	△ 13,050,343	285,276,791	0	237,836,348
正味財産合計	△ 34,390,100	△ 13,050,343	285,276,791	0	237,836,348
負債及び正味財産合計	0	104,321	285,459,061	△ 45,053,198	240,510,184

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	26,675	218,205	△ 191,530
特定資産運用益			
特定資産受取利息	44	29	15
特定資産受取配当金	6,822	13,720	△ 6,898
特定資産運用益計	6,866	13,749	△ 6,883
受取入金			
入金	1,000	12,000	△ 11,000
受取会費			
会員会費	1,191,000	1,263,000	△ 72,000
事業収益			
自販機手数料収入	263,725	269,752	△ 6,027
雑収益			
受取利息	32	28	4
雑収入	223,722	680,911	△ 457,189
雑収益計	223,754	680,939	△ 457,185
経常収益計	1,713,020	2,457,645	△ 744,625
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	10,004,985	9,989,181	15,804
法定福利費	1,071,735	1,273,918	△ 202,183
福利厚生費	1,272,047	888,041	384,006
旅費交通費	772,485	950,912	△ 178,427
通信運搬費	327,335	336,252	△ 8,917
消耗備品費	546,978	436,318	110,660
印刷製本費	670,200	597,000	73,200
光熱水費	261,779	241,431	20,348
賃借料	2,466,040	2,511,839	△ 45,799
保険料	0	1,050	△ 1,050
諸謝金	43,000	42,000	1,000
寄付金	930,000	860,000	70,000
会議費	72,994	479,097	△ 406,103
管理諸費	270,573	235,950	34,623
奨学金給付	5,160,000	7,080,000	△ 1,920,000
退職引当金	186,000	186,000	0
雑費	55,391	90,398	△ 35,007
事業費計	24,111,542	26,199,387	△ 2,087,845

正味財産増減計算書内訳表

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益									
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	26,675	26,675
特定資産運用益									
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	44	44
特定資産受取配当金	0	0	0	0	0	0	0	6,822	6,822
特定資産運用益計	0	0	0	0	0	0	0	6,866	6,866
受取入会金									
入会金	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
受取会費									
会員会費	0	0	0	0	0	0	0	1,191,000	1,191,000
事業収益									
自販機手数料収入	0	0	0	0	263,725	0	263,725	0	263,725
雑収益									
受取利息	0	0	0	0	32	0	32	0	32
雑収入	0	0	0	0	99,651	112,980	212,631	11,091	223,722
雑収益計	0	0	0	0	99,683	112,980	212,663	11,091	223,754
経常収益計	0	0	0	0	363,408	112,980	476,388	1,236,632	1,713,020
(2) 経常費用									
事業費									
給料手当	5,889,298	727,635	727,635	7,344,568	68,216	2,592,201	2,660,417	0	10,004,985
法定福利費	657,655	60,894	60,894	779,443	12,179	280,113	292,292	0	1,071,735
福利厚生費	51,411	3,427	3,427	58,265	13,709	1,200,073	1,213,782	0	1,272,047
旅費交通費	350,367	103,847	79,808	534,022	11,106	227,357	238,463	0	772,485
通信運搬費	91,145	3,847	4,507	99,499	51,010	176,826	227,836	0	327,335
消耗備品費	328,188	77,220	19,305	424,713	45,045	77,220	122,265	0	546,978
印刷製本費	0	0	52,000	52,000	0	618,200	618,200	0	670,200
光熱水費	89,758	30,537	30,537	150,832	85,037	25,910	110,947	0	261,779
賃借料	1,684,453	188,659	188,659	2,061,771	40,427	363,842	404,269	0	2,466,040
諸謝金	0	0	0	0	0	43,000	43,000	0	43,000
寄付金	0	0	900,000	900,000	0	30,000	30,000	0	930,000
会議費	57,073	4,392	2,745	64,210	2,745	6,039	8,784	0	72,994
管理諸費	189,402	16,234	16,234	221,870	0	48,703	48,703	0	270,573
奨学金給付	5,160,000	0	0	5,160,000	0	0	0	0	5,160,000
退職引当金	90,000	8,000	8,000	106,000	56,000	24,000	80,000	0	186,000
雑費	19,851	15,270	1,527	36,648	10,689	8,054	18,743	0	55,391
事業費計	14,658,601	1,239,962	2,095,278	17,993,841	396,163	5,721,538	6,117,701	0	24,111,542

正味財産増減計算書内訳表

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
管理費									
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	1,364,316	1,364,316
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	3,427	3,427
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	146,146	146,146
会議費	0	0	0	0	0	0	0	84,543	84,543
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	199,905	199,905
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	228,895	228,895
消耗備品費	0	0	0	0	0	0	0	96,525	96,525
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	79,860	79,860
光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	6,477	6,477
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	229,086	229,086
保険料	0	0	0	0	0	0	0	3,740	3,740
管理諸費	0	0	0	0	0	0	0	811,723	811,723
退職引当金	0	0	0	0	0	0	0	14,000	14,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	102,310	102,310
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	3,370,953	3,370,953
経常費用計	14,658,601	1,239,962	2,095,278	17,993,841	396,163	5,721,538	6,117,701	3,370,953	27,482,495
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 14,658,601	△ 1,239,962	△ 2,095,278	△ 17,993,841	△ 32,755	△ 5,608,558	△ 5,641,313	△ 2,134,321	△ 25,769,475
当期経常増減額	△ 14,658,601	△ 1,239,962	△ 2,095,278	△ 17,993,841	△ 32,755	△ 5,608,558	△ 5,641,313	△ 2,134,321	△ 25,769,475
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 14,658,601	△ 1,239,962	△ 2,095,278	△ 17,993,841	△ 32,755	△ 5,608,558	△ 5,641,313	△ 2,134,321	△ 25,769,475
税引前当期一般正味財産増減額	△ 14,658,601	△ 1,239,962	△ 2,095,278	△ 17,993,841	△ 32,755	△ 5,608,558	△ 5,641,313	△ 2,134,321	△ 25,769,475
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	70,000	0	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	△ 14,658,601	△ 1,239,962	△ 2,095,278	△ 17,993,841	△ 102,755	△ 5,608,558	△ 5,711,313	△ 2,134,321	△ 25,839,475
一般正味財産期首残高	△ 99,894,657	△ 9,828,053	△ 12,975,682	△ 122,698,392	△ 1,904,976	△ 38,421,861	△ 40,326,837	426,701,052	263,675,823
一般正味財産期末残高	△ 114,553,258	△ 11,068,015	△ 15,070,960	△ 140,692,233	△ 2,007,731	△ 44,030,419	△ 46,038,150	424,566,731	237,836,348
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 114,553,258	△ 11,068,015	△ 15,070,960	△ 140,692,233	△ 2,007,731	△ 44,030,419	△ 46,038,150	424,566,731	237,836,348

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本金積立金	242,000,000	0	22,000,000	220,000,000
	基本財産計	242,000,000	0	22,000,000	220,000,000
特定資産	財政調整資金積立資産	10,511,195	20,006,838	20,518,033	10,000,000
	退職給付引当資産	2,404,324	2,604,355	2,404,334	2,604,345
	特定資産計	12,915,519	22,611,193	22,922,367	12,604,345
その他固定資産	電話加入権	72,800	0	0	72,800
	その他固定資産計	72,800	0	0	72,800

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職引当金	2,403,836	200,000	0	0	2,603,836

財 産 目 録

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等	使 用 目 的 等	金 額
(流動資産)				
	普通預金	川崎信用金庫 一般会計 三菱UFJ信託 一般会計 JA㍻川崎 大師 一般会計 JA㍻川崎 大師 埠頭売店	運転資金 運転資金 運転資金 運転資金	2,537,465 929,938 888,605 3,445,510
	未収入金		自動販売機手数料の未収分	31,521
流動資産合計				7,833,039
(固定資産)				
基本財産	基本金積立金	定期預金 川崎信用金庫	全会計の共有財産であり運用益を財源として使用	50,000,000
		定期預金 三菱UFJ信託	全会計の共有財産であり運用益を財源として使用	30,000,000
		定期預金 JA㍻川崎	全会計の共有財産であり運用益を財源として使用	140,000,000
特定資産	財政調整資金積立資産	定期預金 三菱UFJ信託	実施事業に備えた資金	10,000,000
その他固定資産	退職給付引当資産		退職金積立	2,604,345
	電話加入権			72,800
固定資産合計				232,677,145
資産合計				240,510,184
(流動負債)				
	未払法人税等			70,000
	退職引当金			2,603,836
流動負債合計				2,673,836
固定負債合計				0
負債合計				2,673,836
正味財産				237,836,348

令和3年度事業計画

総 説

令和3年度は会創立60周年の年でもある。引き続き、公益目的支出計画に定める修学支援、社会福祉、川崎市の事務事業への協力等の事業を着実に実施するとともに、会員の福利厚生事業の積極的な事業運営を展開してまいりたいと考えております。

今年度についても、限られた資金の効果的な活用を図り、新たな課題に対応しつつ事務事業の選択に意を用いて、次のとおり事業計画を策定した。

事 業 内 容

I 公益事業

公益目的事業の推進

1. 修学支援事業

川崎市立看護短期大学に在学する学生で、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を給付し、市内における医療従事者の育成に協力する。

2. 社会福祉事業等への助成

社会福祉事業等を行う団体に対し寄付、助成を行う。

3. ボランティア活動への参加

4. 川崎市の事務事業に協力する。

II 会務

1. 定時総会・役員会等の開催

- (1) 定時総会を年1回開催し、会の運営方針を定めるとともに、秋には臨時総会を開催する。

定時総会 開催日 6月18日(金)

場 所 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)

臨時総会 開催日 11月4日(木)～5日(金)

場 所 箱根湯本温泉「ホテル おかだ」

- (2) 事業の円滑な運営を図るため、随時理事会、監事会、業務執行理事による三役会を開催し、重要な案件を審議する。

- (3) 課題検討委員会を継続し、審議する。

また、必要に応じて顧問会議を開催し、会の運営についての意見や助

言を求める。

2. 会報の発行

会員相互の交流、親睦と情報提供に資するため、会報「ゆうゆうひろば」を年2回発行して、会員の消息、市政の動向、会の事業運営の状況、行事予定等をお知らせするとともに、広く会員からの投稿を募集して編集掲載する。

また、賛助広告等を掲載し、収入を図る。

3. 会員の慶弔

(1) 長寿者に対する祝賀

喜寿、米寿を迎えられた会員をお招きして、祝意を表す。

(2) 物故会員に対する弔慰

物故された会員に対しては、香典を送り、謹んで弔意を表す。

III 行事及び事業

1. 会員懇親会の実施

会員相互の親睦・交流を図るため、臨時総会時に懇親会を実施する。

2. 講演会の開催

会員等の知識及び教養の向上に資するため適宜、時宜に即した講演会を開催する。

3. 収益事業

自動販売機を引き続き川崎臨港倉庫に3台設置し収益事業を継続する。

4. 各種文化、スポーツの会の開催及び助成

会員のハイキング、ゴルフ、囲碁、麻雀大会、観劇会、釣り、カラオケ等自主的な運営による趣味の会の活動を奨励して、必要な便宜を供与する。

また、新たな分野でも同好の士を募り、趣味の会を結成するなど会員の交流の輪を広げていきたい。

IV 広報事業の実施

1. 市職員退職セミナーにおける本会への入会資料配布及び既退職者への入会要請を一層強化する。

2. 川崎市職員の「福利厚生ガイド」へ広告掲載し川崎市弘済会のPRと会員募集の拡充を図る。

3. 「医療保険・がん保険」「健康支援サービス」の紹介等の案内を行う。

令和3年度正味財産増減予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	13,228	19,278	△ 6,050
基本財産受取利息	13,228	19,278	△ 6,050
基本財産受取配当金	0	0	
特定資産運用益	159	6,454	△ 6,295
特定資産受取利息	159	0	159
特定資産受取配当金	0	6,454	△ 6,454
受取入会金	20,000	15,000	5,000
入会金	20,000	15,000	5,000
受取会費	1,200,000	1,350,000	△ 150,000
会員会費	1,200,000	1,350,000	△ 150,000
事業収益計	396,000	396,000	0
収益事業収入	288,000	288,000	0
その他事業収入	108,000	108,000	0
雑収益	870,000	990,000	△ 120,000
雑収入	870,000	990,000	△ 120,000
経常収益計	2,499,387	2,776,732	△ 277,345
(2) 経常費用			
事業費計	25,589,850	27,280,052	△ 1,690,202
事業原価			0
商品仕入高			0
人件費	12,215,210	13,007,230	△ 792,020
給料手当	10,032,000	10,032,000	0
法定福利費	1,277,760	1,277,760	0
福利厚生費	905,450	1,697,470	△ 792,020
その他事業費	13,374,640	14,272,822	△ 898,182
旅費交通費	1,114,948	1,214,038	△ 99,090
通信運搬費	233,337	190,619	42,718
減価償却費	30,000	30,000	0
消耗備品費	1,662,966	807,971	854,995
印刷製本費	703,430	548,830	154,600
光熱水費	292,899	292,899	0
賃借料	2,553,661	2,585,616	△ 31,955
保険料	3,000	3,000	0
諸謝金	170,000	170,000	0
寄付金	960,000	860,000	100,000
リース料	0	0	0
会議費	598,530	492,030	106,500
管理諸費	249,198	249,198	0
奨学金給付	4,560,000	6,480,000	△ 1,920,000
退職引当金	186,000	186,000	0
雑費	56,671	162,621	△ 105,950
管理費計	6,157,150	5,790,948	366,202
給料手当	1,368,000	1,368,000	0
福利厚生費	4,550	8,530	△ 3,980
法定福利費	174,240	174,240	0
会議費	2,211,470	1,817,970	393,500
旅費交通費	404,052	439,962	△ 35,910
通信運搬費	345,663	282,381	63,282
減価償却費	0	0	0
消耗備品費	282,034	137,029	145,005
印刷製本費	206,570	161,170	45,400
リース料	0	0	0
光熱水費	7,101	7,101	0
賃借料	243,339	246,384	△ 3,045
保険料	5,000	5,000	0
管理諸費	763,802	763,802	0
退職引当金	14,000	14,000	0
雑費	127,329	365,379	△ 238,050
経常費用計	31,747,000	33,071,000	△ 1,324,000
当期経常増減額	△ 29,247,613	△ 30,294,268	1,046,655

令和3年度正味財産増減予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 29,247,613	△ 30,294,268	1,046,655
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 29,317,613	△ 30,364,268	1,046,655

正味財産増減予算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	13,228	13,228
基本財産受取利息				0			0	13,228	13,228
基本財産受取配当金				0			0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	159	159
特定資産受取利息				0			0	159	159
特定資産受取配当金				0			0	0	0
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000
入会金				0			0	20,000	20,000
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
会員会費				0			0	1,200,000	1,200,000
事業収益	0	0	0	0	288,000	108,000	396,000	0	396,000
収益事業収入				0	288,000		288,000		288,000
その他事業収入				0		108,000	108,000		108,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	870,000	870,000
雑収入	0	0	0	0			0	870,000	870,000
経常収益計	0	0	0	0	288,000	108,000	396,000	2,103,387	2,499,387
(2) 経常費用									
事業費計	14,261,668	2,169,718	2,661,315	19,092,701	528,328	5,968,820	6,497,148	0	25,589,850
人件費	6,038,971	1,163,048	1,163,958	8,365,977	77,910	3,771,323	3,849,233		12,215,210
給料手当	5,301,000	1,026,000	1,026,000	7,353,000	57,000	2,622,000	2,679,000		10,032,000
法定福利費	675,180	130,680	130,680	936,540	7,260	333,960	341,220		1,277,760
福利厚生費	62,791	6,368	7,278	76,437	13,650	815,363	829,013		905,450
その他事業費	8,222,698	1,006,669	1,497,357	10,726,724	450,418	2,197,497	2,647,915		13,374,640
旅費交通費	407,095	287,093	182,272	876,460	16,707	221,780	238,488		1,114,948
通信運搬費	83,955	7,527	7,527	99,009	56,163	78,165	134,328		233,337
減価償却費	15,938	5,078	2,930	23,945	0	6,055	6,055		30,000
消耗備品費	923,884	295,640	77,800	1,297,324	124,462	241,180	365,642		1,662,966
印刷製本費	0	0	0	0	0	703,430	703,430		703,430
光熱水費	92,739	31,870	31,870	156,480	108,770	27,650	136,419		292,899
賃借料	1,664,215	243,339	243,339	2,150,893	13,985	388,783	402,768		2,553,661
保険料	0	0	0	0	0	3,000	3,000		3,000
諸謝金	0	0	0	0	0	170,000	170,000		170,000
寄付金	0	0	822,857	822,857	0	137,143	137,143		960,000
リース料	0	0	0	0	0	0	0		0
会議費	193,890	95,540	95,540	384,970	61,820	151,740	213,560		598,530
管理諸費	176,262	14,182	14,182	204,626	0	44,572	44,572		249,198
奨学金給付	4,560,000	0	0	4,560,000	0	0	0		4,560,000
退職引当金	90,000	8,000	8,000	106,000	56,000	24,000	80,000		186,000
雑費	14,720	18,400	11,040	44,160	12,511	0	12,511		56,671

正味財産増減予算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	6,157,150	6,157,150
給料手当								1,368,000	1,368,000
福利厚生費								4,550	4,550
法定福利費								174,240	174,240
会議費								2,211,470	2,211,470
旅費交通費								404,052	404,052
通信運搬費								345,663	345,663
減価償却費								0	0
消耗備品費								282,034	282,034
印刷製本費								206,570	206,570
リース料								0	0
光熱水費								7,101	7,101
賃借料								243,339	243,339
保険料								5,000	5,000
管理諸費								763,802	763,802
退職引当金								14,000	14,000
雑費								127,329	127,329
経常費用計	14,261,668	2,169,718	2,661,315	19,092,701	528,328	5,968,820	6,497,148	6,157,150	31,747,000
当期経常増減額	△ 14,261,668	△ 2,169,718	△ 2,661,315	△ 19,092,701	△ 240,328	△ 5,860,820	△ 6,101,148	△ 4,053,763	△ 29,247,613
2. 経常外増減の部				0			0		0
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 14,261,668	△ 2,169,718	△ 2,661,315	△ 19,092,701	△ 240,328	△ 5,860,820	△ 6,101,148	△ 4,053,763	△ 29,247,613
法人税、住民税及び事業税				0	70,000		70,000		70,000
当期一般正味財産増減額	△ 14,261,668	△ 2,169,718	△ 2,661,315	△ 19,092,701	△ 310,328	△ 5,860,820	△ 6,171,148	△ 4,053,763	△ 29,317,613